宮 津 市 公 報

令和５年11月１日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目　　次

――― 規　　則 ―――

17 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 1

――― 告　　示 ―――

103 字の区域及び名称の変更 …… 1
104 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ） …… 1
105 宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱 …… 3
106 都市計画事業の事業計画の変更認可 …… 4

――― 公　　告 ―――

43 公示送達 …… 5
44 宮津市営住宅の入居者の公募 …… 5
45 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募 …… 5
46 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募 …… 6
47 公示送達 …… 7
48 公示送達 …… 7
49 公示送達 …… 7
50 条件付一般競争入札 …… 7

――― 水 道 事 業 ―――

《上下水道公告》
4 宮津都市計画下水道の変更認可に係る図書の縦覧 …… 10
5 都市計画事業の施行 …… 10

――― 教 育 委 員 会 ―――

《告　示》
15 教育委員会定例会の招集 …… 11

――― 選挙管理委員会 ―――

《告　示》
27 委員長及び同職務代理者の決定 …… 11

――― 農 業 委 員 会 ―――

《告　示》
12 宮津市農業委員会定例総会の招集 …… 11

規　　則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年10月30日

宮津市長　城　﨑　雅　文

宮津市規則第17号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成６年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第８条」を「第９条」に改める。

第３条第１項中「第８条第３項」を「第９条第３項」に改める。

第７条第１項中「第14条」を「第17条」に改める。

第10条第２項中「第16条第３項」を「第19条第３項」に、「第17条第２項」を「第21条第２項」に改める。

第11条中「第16条第３項」を「第19条第３項」に、「第19条」を「第23条」に改める。

第12条中「第20条第１項」を「第24条第１項」に改める。

第13条の２第１項中「第23条第２項」を「第27条第２項」に改める。

第14条第１項中「第23条第３項」を「第27条第３項」に改める。

第15条中「第26条第１項」を「第30条第１項」に改める。

第16条第１項中「第26条第２項」を「第30条第２項」に改める。

第19条中「第32条第１項」を「第36条第１項」に改める。

第20条中「第33条」を「第37条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

宮津市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和５年10月10日

宮津市長　城　﨑　雅　文

字	小字	地番	付記
由良	上良	1985の１	

上記の土地を字由良小字熊野山に変更する。

字	小字	地番	付記
由良	浜頭	2306の１	
由良	浜頭	2545の１	
由良	浜頭	2545の２	

上記の土地を字由良小字宮ノ本に変更する。

備考　地番は、令和元年10月16日現在のものである。

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市告示第104号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条第１項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第３条第１項及び第５条の規定により告示する。

令和５年10月16日

宮津市長　城　﨑　雅　文

１　予防接種の種類　インフルエンザ

２　予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において年齢が65歳以上の者

(2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

３　予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) インフルエンザの予防接種で、接種後２日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

４　接種回数　１回

５　自己負担金　1,500円

ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

６　接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見　真弓	味見診療所
石井　靖隆	府中診療所
	日置診療所
今出　陽一朗	今出クリニック
岡所　明良	岡所･泌尿器科医院
曽根　淳史	宮津武田病院
中村　智樹	
東　信之	
石黒　稔	
中山　雅臣	
越野　勝博	
中川　長雄	中川医院
中川　嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江　和生	浪江医院
今井　敏雄	
西原　寛	西原医院
上川　浩美	養老診療所
堀川　義治	宮津市由良診療所
榊原　毅彦	
宮地　高弘	宮地医院
山根　行雄	山根医院
伊藤　剛	いとうクリニック
伊藤　邦彦	伊藤内科医院
岩破　淳郎	いわさく診療所
岩破　康二	岩破医院
藤本　美智子	
大森　斎	大森内科診療所

木村　進	木村内科クリニック
須川　典亮	須川医院
鳥居　剛	鳥居クリニック
西　憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置　潤也	日置医院
山添　一郎	やまぞえこどもクリニック
石野　秀岳	国保伊根診療所
	国保本庄診療所
矢野　裕太郎	与謝野町国保診療所

７　予防接種を行う期間　令和５年10月16日から令和５年12月22日まで
ただし、体調不良等で期間内に接種できなかった場合は、令和６年１月31日まで期間を延長する。

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市告示第105号

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和５年10月18日

宮津市長　城　﨑　雅　文

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、急激な物価高騰の影響を受けている多子世帯に対して、経済的負担を軽減するため、臨時特別的な給付措置として宮津市多子世帯子育て支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、３人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を養育する本市に住所を有する者で、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第４条に規定する児童手当の支給要件に該当するものとする。

（対象児童）

第３条　給付金の額の算定対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、支給対象者が養育する児童のうち、最年長から３人目以降に該当する者（法第３条第３項に規定する施設入所等児童を除く。）で、平成20年４月２日から令和５年12月31日までの間に出生したものとする。

（給付金の額等）

第４条　給付金の額は、令和５年６月分から令和６年１月分までの間において、次の各号に掲げる支給対象者が受給する対象児童の児童手当等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象児童一人当たりにつき、児童手当の月額が１万５千円の場合　月額１万５千円

(2) 対象児童一人当たりにつき、児童手当の月額が１万円の場合　月額２万円

(3) 対象児童一人当たりにつき、特例給付（法附則第２条に規定する特例給付をいう。以下同じ。）の月額が５千円の場合　月額２万５千円

(4) 児童手当及び特例給付が支給されていない対象児童の場合　月額３万円

２　前項の規定にかかわらず、支給対象者が令和５年６月１日以後に本市の住民基本台帳に記録された場合は、その翌月（児童手当を本市が支給する者（以下「一般支給対象者」という。）については、児童手当認定月）以降分とし、本市の住民基本台帳から消除された場合は、当該月分までとする。

（支給申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市多子世帯子育て支援給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を令和６年３月15日までに市長に提出しなければならない。

２　一般支給対象者は、前項の規定による申請を要しない。

（支給決定）

第６条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

２　市長は、一般支給対象者に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

３　前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第７条　一般支給対象者以外の支給対象者から第５条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第８条　市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第９条　給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和５年10月18日

宮津市長　城　﨑　雅　文

１　施行者の名称

宮津市

２　都市計画事業の種類及び名称

宮津都市計画下水道事業

京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

３　事業施行期間

昭和60年２月26日から令和10年３月31日まで

４　事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和60年京都府告示第104号、平成２年京都府告示第292号、平成４年京都府告示第768号、平成６年京都府告示第665号、平成９年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号、平成28年宮津市告示第12号及び令和４年宮津市告示第10号の事業地のうち京都府宮津市字漁師並びに字宮村小字辻ノ谷及び小字中を変更し、字獅子小字池町、小字清次郎谷、小字丸山及び小字ムクノコ谷を追加する。

公　　告

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和５年10月18日

宮津市長　城　﨑　雅　文

（以下掲示済）

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第44号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成９年条例第25号）第３条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和５年10月20日

宮津市長　城　﨑　雅　文

１　公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃（円）	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	21,100～41,500	1	２ＤＫ
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,400	2	３ＤＫ
		10,200～20,100	1	２ＤＫ

２　入居者の資格

(1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(3) 現に市町村税を滞納していないこと。

(4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

３　申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟３階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館１階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

４　申込みの期間及び場所

(1) 期　間　令和５年11月１日（水）から令和５年11月15日（水）まで

(2) 場　所　宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

５　選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第８条第１項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

６　入居時期

令和６年２月上旬

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第45号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成９年条例第25号）第３条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和５年10月20日

宮津市長　城　﨑　雅　文

１　公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	Ａ棟	50,000円	４	１ＬＤＫ

２　入居者の資格

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能

※同居親族がある場合は、主たる生計者が40歳未満の世帯に限る。

(3) 現に市町村税を滞納していないこと。

(4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

３　入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

４　申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟３階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館１階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

５　申込みの期間及び場所

(1) 期　間　令和５年11月１日（水）から令和６年３月29日（金）まで

(2) 場　所　宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

６　選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

７　入居時期

入居決定した日から約10日後

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第46号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成９年条例第25号）第３条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和５年10月20日

宮津市長　城　﨑　雅　文

１　公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃（月額）	戸数	規格
宮村	宮津市字宮村	40,000円	１	３ＤＫ

２　入居者の資格

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 現に市町村税を滞納していないこと。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

３　申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟３階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館１階）に備付けの「宮村団地(その他住宅)入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

５　申込みの期間及び場所

(1) 期　間　令和５年11月１日（水）から令和５年11月15日（水）まで

(2) 場　所　宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

６　選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

７　入居時期
　令和５年12月下旬予定

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第47号
　公示送達書
　次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。
　令和５年10月25日
宮津市長　城　﨑　雅　文
（以下掲示済）

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第48号
　公示送達書
　次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。
　令和５年10月27日
宮津市長　城　﨑　雅　文
（以下掲示済）

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第49号
　公示送達書
　次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。
　令和５年10月27日
宮津市長　城　﨑　雅　文
（以下掲示済）

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市公告第50号
　条件付一般競争入札の実施について
　電子複写機13台の賃貸借及び保守管理業務の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。
　令和５年11月１日
宮津市長　城　﨑　雅　文
　本入札は、郵便入札によって実施する。
１　入札に付する事項
（1）業務名　　電子複写機13台賃貸借及び保守管理業務
（2）業務の仕様等　別添「電子複写機13台賃貸借及び保守管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
（3）履行期間　　令和６年１月15日（月）から令和11年１月14日（日）まで
２　契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
　担当部署　宮津市総務部総務課（総務秘書係）
　　宮津市役所本館３階
　郵便番号　626-8501
　所在地　　京都府宮津市字柳縄手345番地の１
　電話番号　0772-45-1604

ＦＡＸ番号　0772-25-1691
E-mail　　soumu@city.miyazu.kyoto.jp

3　参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記６の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(4) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(5) 業務を実施するに当たり、京都府内に所在する、国の出先機関又は地方自治体に対し、電子複写機の賃貸借及び保守管理業務に関する受託実績があること。共同参加の場合は、いずれかの事業者が満たしていること。

4　入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

(2) 申告書（様式２）

(3) 添付資料

（ア）登記事項証明書（履歴事項証明書）　発行後3か月以内のもの（写し可）

（イ）市区町村納税証明書（滞納のないことの証明書）発行後3か月以内のもの（写し可）（本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの）

（ウ）誓約書

5　入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和５年11月１日（水）から令和５年11月14日（火）までの午前９時から午後５時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 仕様書等の閲覧期間

令和５年11月１日（水）から令和５年11月14日（火）までの午前９時から午後５時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

閲覧場所　２に示す担当部署に同じ

※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和５年11月１日（水）から令和５年11月14日（火）までの午前９時から午後５時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

ただし、提出方法は郵送とし、令和５年11月14日（火）の午後４時までに２に示す担当部署へ必着とすること。

(4) 質問の受付

仕様書等に関する質問

令和５年11月10日（金）まで

ただし、郵送の場合は令和５年11月10日（金）の午後４時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

仕様書等に関する回答
令和５年11月17日（金）に宮津市ホームページに掲載する。
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札書の提出方法

ア　入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を２に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

イ　入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。

ウ　入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は２に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限
令和５年11月21日（火）の午後４時までに必着とする。

(8) 入札日及び場所
令和５年11月22日（水）午前10時
宮津市役所本館南棟１階第２会議室

６　入札参加資格の確認
条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

７　入札参加資格の喪失
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

(1) ３の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

８　入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は３回以内とする。
(2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。
(3) 入札金額は「円止め」とする。ただし、単価については、小数点第１位までとする。
(4) 入札書には、下記のとおり記載するものとする。
①モノクロコピー：１枚当たりの単価。合計額は、単価に使用見込数量を乗じた額。
②カラーコピー：１枚当たりの単価。合計額は、単価に使用見込数量を乗じた額。
③合計欄：モノクロコピーの合計額、カラーコピーの合計額を合算した額。
(5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア　入札に参加する資格のない者が入札したとき。
イ　同一人にして同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
ウ　入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
エ　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
オ　入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
カ　入札書が提出期限までに到達しなかったとき。
キ　持参、普通郵便等の５の(6)に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。
ク　その他入札条件に違反したとき。

９　落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10　入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11　その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

水道企業

《上下水道公告》

宮津市上下水道公告第４号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項において準用する同法第62条第２項の規定により、宮津都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しを、宮津市建設部上下水道課（本館南棟２階）において縦覧に供します。

令和５年10月18日

宮津市上下水道事業
宮津市長　城　﨑　雅　文

――――　＊　＊　＊　――――

宮津市上下水道公告第５号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項において準用する同法第62条第１項の規定による、宮津都市計画事業の認可の告示（令和５年宮津市告示第106号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告します。

令和５年10月18日

宮津市上下水道事業
宮津市長　城　﨑　雅　文

１　施行者の名称

宮津市

２　都市計画事業の種類及び名称

宮津都市計画下水道事業

京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

３　事務所の所在地

宮津市建設部上下水道課

４　事業施行期間

昭和60年２月26日から令和10年３月31日まで

５　事業地

収用の部分

なし

使用の部分

昭和60年京都府告示第104号、平成２年京都府告示第292号、平成４年京都府告示第768号、平成６年京都府告示第665号、平成９年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号、平成28年宮津市告示第12号及び令和４年宮津市告

示第10号の事業地のうち京都府宮津市字漁師並びに字宮村小字辻ノ谷及び小字中を変更し、字獅子小字池町、小字清次郎谷、小字丸山及び小字ムクノコ谷を追加する。

教育委員会

《告　示》

宮津市教育委員会告示第15号

令和５年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和５年10月20日

宮津市教育委員会
教育長　山　本　雅　弘

１　日　時　令和５年10月24日（火）午前９時
２　場　所　宮津市福祉・教育総合プラザ（４階応接会議室）

選挙管理委員会

《告　示》

宮津市選挙管理委員会告示第27号

令和５年10月10日招集の宮津市選挙管理委員会において、次の者が委員長及び同職務代理者に決定したので、宮津市選挙管理委員会規程（昭和60年選管規程第１号）第５条の規定により告示する。

令和５年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長　稲　垣　成　光

委員長
住所　宮津市字今福416番地
氏名　稲垣　成光
委員長職務代理者
住所　宮津市字上司1334番地
氏名　柳川　聡

農業委員会

《告　示》

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和５年10月５日

宮津市農業委員会
会長　関　野　掲　司

１　日　時　令和５年10月12日（木）　午前９時30分
２　場　所　宮津市中央公民館　大会議室
３　議　題
議案第35号　非農地証明交付申請の承認について
議案第36号　再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
議案第37号　農業委員の辞任について